

協会通知

平成30年度 「グリーン経営認証取得」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間（登録予定者は、事前に提出してください。）

(1) 1次受付期間 平成30年6月1日～平成30年7月13日

予算枠をオーバーした時は、1事業者1助成とし、先ず新規登録予定者を優先し、次にアンケート提出者を優先し、次に着順で決定します。

(2) 2次受付期間 平成30年7月17日～平成30年12月21日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）
予算オーバーした時は、申込受付を終了します。

2. 対象事業者

鳥ト協の会員事業者で、平成30年4月1日から平成31年2月28日の間に、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証取得（認証・登録または更新）をする事業者。

3. 助成対象

（公財）交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証取得（認証・登録または更新）に要した費用の一部を助成する。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額

（公財）交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証取得に要した費用のうち認証・登録は60,000円、更新は30,000円とする。

ただし、複数事業所をまとめて申請された場合は、1申請とする。

(2) 予算枠 鳥ト協300千円

5. 申請時提出書類

(1) グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書（様式1）

6. 交付決定日

グリーン経営認証制度促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

7. 助成金請求

(1) 提出書類

- ①グリーン経営認証制度促進助成金交付請求書（様式3）
- ②請求書（写）…モビリティ財団発行の認証登録又は更新に係るもの
- ③領収を確認できるもの（領収書等（写））…モビリティ財団発行の認証登録又は更新に係るもの
- ④グリーン経営認証登録証（写）

(2) 請求期限 平成31年2月28日（木）

8. 申請をされる方は、グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会

改正 平成29年5月24日

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が、鳥取県内の事業所をグリーン経営認証制度に対し認証・登録をするか、または更新した場合（以下両方を「グリーン経営認証取得」という。）、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱におけるグリーン経営認証制度とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下「交通エコモ財団」という。）が認証機関となりグリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組みを行なっている事業者に対して、審査の上、認証・登録を行なうことをいう。

（助成対象）

第3条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、会員事業者が鳥取県内の事業所をグリーン経営認証取得（認証・登録または更新）した際の交通エコモ財団に支払う費用（除く消費税）に対して助成する。

（助成金の交付額）

第4条 助成金の交付額は、グリーン経営認証取得に要した費用のうち、認証・登録は60,000円、更新は30,000円とする。

（交付申請）

第5条 会員事業者は、様式1の「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は受付を終了するものとする。

（交付決定）

第6条 鳥ト協は前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式2の「グリーン経営認証制度促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付けることができる。

（実績報告・助成金請求）

第7条 会員事業者は、グリーン経営認証取得を完了したときは、様式3の「グリーン経営認証取得事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）を別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第8条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、会員事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他の必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する他の必要事項は、鳥ト協が別にこれを定める。

付則

本要綱は平成20年9月1日より施行する。

平成25年7月2日 一部改正（平成25年4月1日施行）

第1条、第2条、第3条第1項、第3条第1項第1号・第2号、第5条第1項・第2項、第6条第1項・第2項、第7条第1項・第2項、第8条、第9条

平成27年5月22日 一部改正（平成27年4月1日施行）

第4条

平成29年5月24日 一部改正（平成29年4月1日施行）

第9条、第10条